

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表【一般行政職】

特定事業主名： 燕・弥彦総合事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.14 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %※2
全職員	73.54 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %※1
本庁課長相当職	— %※1
本庁課長補佐相当職	— %※1
本庁係長相当職	— %※2

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %※1
31～35年	— %※1
26～30年	92.13 %
21～25年	— %※1
16～20年	— %※1
11～15年	— %※1
6～10年	— %※1
1～5年	92.15 %

【説明欄】

※1 一方の性別の職員しかいないため、「—」と記載。

※2 一方の性別の職員が1名しかおらず、特定の職員間で給与差異等が明らかになるおそれがあるため非公開とし、「—」と記載。

全ての常勤女性職員が勤続年数30年以下であり、相対的に女性職員の給与水準が低くなっている。また、扶養手当や住居手当を世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給していることが多いため、給与の差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表【消防職】

特定事業主名： 燕・弥彦総合事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.60 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %※ ¹
全職員	83.81 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %※ ¹
本庁課長相当職	— %※ ¹
本庁課長補佐相当職	— %※ ¹
本庁係長相当職	— %※ ¹

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %※ ¹
31～35年	— %※ ¹
26～30年	— %※ ¹
21～25年	— %※ ²
16～20年	— %※ ²
11～15年	— %※ ¹
6～10年	— %※ ²
1～5年	108.94 %

【説明欄】

※1 一方の性別の職員しかいないため、「—」と記載。

※2 一方の性別の職員が1名しかおらず、特定の職員間で給与差異等が明らかになるおそれがあるため非公開とし、「—」と記載。

全ての常勤女性職員が勤続年数25年以下であり、相対的に女性職員の給与水準が低くなっている。また、扶養手当や住居手当を世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給していることが多いため、給与の差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。